

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

阪神大震災に関連して当社がした事

Q: 阪神大震災に関連して当社では次の事をしました。税務上の取り扱いについて教えてください。

- (1) 阪神大震災で被害を受けた取引先に対して見舞金を送りました。
- (2) 阪神大震災を教訓にしようと災害時のための食料品を買いました。

A: (1) 法人が義援金・見舞金等(物品を含む)を支出した場合の取扱いは支出先によって次のようになります。

支出先

国	→	国等に対する寄付金
地方公共団体		

個人又は企業

- ① 自社の役員又は使用人 → 一定の条件の下 福利厚生費
- ② 得意先 → 原則として 交際費以外の費用
- ③ 得意先等の従業員 → 原則として 交際費
- ④ それ以外 → 原則として 一般の寄付金

※ 自社製品等の多数の被災者に対する提供は 交際費・寄付金以外の費用となります。

(2) 災害時用の備蓄食料品は、法人税法上一種の消耗品とみます。備蓄食料品は、備蓄を開始した時に事業の用に供されたと考え、通常備蓄開始と同時である購入時においてその金額を損金の額に算入することができます。

